

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動
計画の改定に伴う、本減災対策協議会の取り組み
内容の追加について

■「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」取組方針一覧

ID	緊急行動計画の項目	No	体制	適用	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
A-1-1	大規模氾濫減災協議会等の設置	1	各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、協議会の構成員に福祉部局の追加することについて検討	自治体幹事会委員から福祉部局へ情報共有を図ることで、福祉部局の参画は実施しない	—	—	—	—	—	—	—
			大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進	秋田地域メディア連携協議会を組織。第1回協議会実施(R1.7.5)	—	—	—	—	●	●	●
			協議会等の取組内容等についてホームページ等で公表	国、県については実施済み。協議会での同意を得て4市でも公表	○	○	○	○	●	—	●

■ハード対策

ID	緊急行動計画の項目	No	①洪水を安全に流すためのハード対策	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
			具体なとりくみ								
	—		河道掘削		—	—	—	—	●	—	●
H-2-3	早期復興を支援する事前の準備	36	堤防強化対策及び樹木堆積土砂等の対策	継続して取り組む	—	—	—	—	●	—	●
H-1-1	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	41	堤防等河川管理施設の整備	継続して取り組む	—	—	—	—	●	—	●
H-2-5	多数の家屋や重要施設等の保全対策	43	継続的な維持管理体制の構築	継続して取り組む	—	—	—	—	●	—	●

ID	緊急行動計画の項目	No	②危機管理型ハード対策	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
			具体なとりくみ								
	—		堤防天端の保護 堤防裏法尻の補強		—	—	—	—	—	—	●
H-2-1	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	26	危機管理型ハード対策の実施	引き続き整備を進める	—	—	—	—	—	—	●

ID	緊急行動計画の項目	No	③避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
			具体なとりくみ								
			簡易水位計等の基盤整備		—	—	—	—	●	—	●
H-3-1	洪水予測や水位情報の提供の強化	25	危機管理型水位計の設置	順次実施	—	—	—	—	●	—	●
			河川監視用カメラの設置	順次実施	—	—	—	—	●	—	●
			水文観測所の浸水・停電対策の実施	必要箇所の対策を実施	—	—	—	—	—	—	●
			水害リスクラインの検討	一般向けの水位情報提供を開始	—	—	—	—	—	—	○
			ダム放流警報設備の耐水化	国:実施済み 県:実施中	—	—	—	—	●	—	●

H-2-3	早期復興を支援する事前の準備	36	ドローンの配備	全天候型ドローンは県内で共同利用として配備 陸上・水中レーザードローンは管内で共同利用として配備	—	—	—	—	—	—	—	○
H-2-2	河川防災ステーションの整備	29	河川防災ステーションの整備	二ツ井河川防災ステーションを整備済み	●	—	—	—	—	—	—	●

■ソフト対策

ID	緊急行動計画の項目	No	①適切に情報を収集し、わかりやすい情報を、速やかに伝える取組	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
			具体なとりくみ								
S-1-1	ICT等を活用した洪水情報の提供		—	—	—	—	—	—	—	—	—
S-1-2	ハザードマップの改良、周知、活用	16	想定最大規模に対応したハザードマップの作成	未作成の市町村については作成する	●	●	●	●	—	—	—
S-1-3	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	14	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	引き続き計画の作成及び訓練の実施について推進する	●	●	●	●	—	—	—
			避難確保計画・避難訓練の進捗状況の確認	定期的にフォローアップを行い状況把握する	●	●	●	●	●	●	●
			講習会プロジェクトの取組	必要に応じて実施を検討する	●	●	△	△	●	—	●
S-1-4	災害リスクの現地表示	19	まるごとまちごとハザードマップの推進	設置事例や利活用事例、予算制度について情報提供し必要に応じて実施を検討する	△	△	△	△	△	—	△
S-1-5	防災施設の機能に関する情報提供の充実	9	流域住民等へのダムや堤防等の機能や避難の必要性等の情報の周知	関係機関との調整・連携を図りながら継続して取り組む	—	—	—	—	●	—	●
			ダムの洪水時の操作に関わるわかりやすい情報提供の実施	ダムからの放流通知文等の変更、ダムの放流警報設備の改良	—	—	—	—	●	—	●
S-1-6	浸水実績の周知(指定区間)	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ID	緊急行動計画の項目	No	②判断・行動の遅れによる被災を防ぐための迅速・確実な避難行動を促す取組	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整
			具体なとりくみ								
S-2-1	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	10	ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善	ダムの異常洪水時防災操作時の通知及び情報について、予測可能な場合は早期に情報提供を行う また、関係自治体との調整を行い必要に応じて見直す	○	○	○	○	○	—	○
			浸水想定区域図の作成・公表等	作成が必要なダム下流部の浸水想定区域図を作成 秋田県管理河川で想定最大規模降雨による浸水想定区域図を作成 関係自治体への情報共有	●	●	●	●	●	—	●
S-2-2	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	2	連絡体制の確認及びタイムラインの検証及び改訂	継続して取り組む	●	●	●	●	●	●	●
S-2-3	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	3	水害対応タイムラインの確認・見直し及び洪水対応訓練・避難訓練等の実施	継続して取り組む	●	●	●	●	●	●	●
S-2-4	多機関連携型タイムラインの拡充	4	連携機関	特に広域的な水害が予想され、多くの関係機関が防災行動を連携する必要がある地域において検討を実施	△	△	△	△	△	△	△
S-2-5	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	7	危険レベル(警戒レベル)の導入	危険レベル(警戒レベル)の導入について、令和元年5月29日より運用開始	—	—	—	—	●	●	●
			緊急速報メールの緊急性とその内容が的確に伝わる取組	緊急速報メール文案について、令和元年6月21日にシステムへ反映済	—	—	—	—	—	●	●
S-2-6	ICT等を活用した洪水情報の提供	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S-2-7	避難訓練への地域住民の参加促進	21	住民参加型の避難訓練	協議会として関係機関と連携しながら取り組む	●	●	●	●	○	—	○

ID	緊急行動計画の項目	No	③住民の暮らしと生命を守るための現場での取組および住民自らが行う取組	適用、確認事項等	能代市	北秋田市	大館市	鹿角市	県	気象台	東北地整	
			具体なとりくみ									
S-3-1	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	30	重要水防箇所や水防資機材の共同確認	継続し実施	●	●	●	●	●	—	●	
S-3-2	水防訓練の充実	32	実践的な水防訓練の実施	各水防管理団体で訓練を実施 必要に応じて改善を図りつつ、より実践的な訓練を実施	●	●	●	●	●	—	●	
S-3-3	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	37	排水作業準備計画の作成	氾濫ブロックごとに検討し、H30:4地区、R1:4地区作成済み 背後資産、浸水継続時間等を踏まえ計画作成	—	—	—	—	—	—	●	
			樋門樋管等の無動力化・遠隔操作化の推進	フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次 整備を実施	—	—	—	—	—	—	—	○
S-3-4	水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	31	水防功労者大臣表彰・水防月間・水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットの作成配布	水防団員募集のポスター配布は継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	
			水防ポータルサイトの運用	水防ポータルについて、令和元年4月25日より運用を開始	○	○	○	○	○	○	○	○
S-3-5	水防関係者間での連携、協力に関する検討	33	水防活動等関係者間での振り返り	水防活動の内容や取組について協議会で情報共有し改善を図る	○	○	○	○	○	○	○	
S-3-6	防災教育の促進	20	指導計画等	引き続き促進が進むよう支援を実施	○	○	○	○	○	○	○	
			避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	教育機関と連携を図りながら取り組む	●	●	●	●	○	○	○	○
S-3-7	地域防災力の向上のための人材育成	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
S-3-8	共助の仕組みの強化	22	自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難誘導等を含む訓練の実施	協議会として、関係機関と連携しながら取り組む	○	○	○	○	○	—	○	
			高齢者福祉部局の協議会への参加	自治体幹事会委員から福祉部局へ情報共有を図ることで、福祉部局の 参画は実施しない	—	—	—	—	—	—	—	—
			地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の 防災関連のパンフレット設置	福祉部局を通じて防災関連資料の設置を行う	○	○	○	○	—	—	—	—
			地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携し、高齢者の避難行動の理 解促進に向けた取組の実施	協議会として、関係機関と連携しながら取り組む	○	○	○	○	○	—	○	○
S-3-9	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	34	洪水時の情報伝達・方法	多機関連携型タイムラインや各施設のBCPと併せて必要性を検討	△	△	△	△	△	△	△	
			非常用電源等の必要な対策	多機関連携型タイムラインや各施設のBCPと併せて必要性を検討	△	△	△	△	△	△	△	△